

地方独立行政法人市立吹田市民病院 中期目標（案）

前 文

吹田市内には、国立循環器病研究センター、大阪大学医学部附属病院といった特定機能病院や、市立吹田市民病院、済生会吹田病院、済生会千里病院などの急性期病院が整備されており、多くの医療機関が集積している。

その中でも吹田市民病院は、地域の中核病院として、急性期医療、高度医療及び救急医療の提供を中心に、市民のための病院としての機能がこれからも期待される。今後更に公立病院としての役割を果たしていくためには、市民に必要とされる病院として患者ニーズの変化を的確に捉え、それに応じた良質な医療を提供するとともに、経営の効率化や経営基盤の安定化を図る必要がある。

こうしたことから、医療環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するとともに、経営の自由度を高め、経営責任を明確にし、より効率的な運営を可能とする地方独立行政法人に移行することとした。それにより、引き続き公立病院としての役割を果たすこと、そして医師をはじめ全職員の経営に対する意識改革を図り、目標達成に向け一丸となった協力体制を構築することで、サービスの向上と効率的な運営を行うことを求め、ここに病院の基本方針となる中期目標を定めるものである。

今後、吹田市民病院がこの中期目標に基づき、地方独立行政法人としての強みを発揮しながら、市民の生命と健康を守るという目的を十分に達成することを期待する。

第 1 中期目標の期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 4 年間とする。

第 2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 市立病院として担うべき医療

（1）救急医療

平成 22 年度吹田市民意識調査において、吹田市民病院に期待する役割として、「24 時間の救急医療」が 81.5% と最も高い結果となっていることを踏まえ、24 時間 365 日の救急医療体制の維持・充実を図ること。

二次救急医療機関として救急患者を円滑に受け入れ、地域の医療機関等との連携を含めた適切な医療を提供すること。

（2）小児医療、周産期医療

小児二次救急病院として、地域の医療機関や豊能広域こども急病センターと連携を図ること。

周産期緊急医療体制参加病院として必要な医療を提供するとともに、周辺の地域周産期母子医療センターと連携を図ること。

(3) 災害医療

吹田市地域防災計画に基づき、市の災害医療センターとして大規模な災害や事故の発生に備え、災害時の医療体制や、医薬品等の確保体制を整備すること。

災害時においては、地域の医療機関と連携し、適切な医療を提供するとともに、新たな感染症の発生等、健康危機事象が発生したときは、市の担当部署等と連携し、市域の医療機関の中心的役割を果たすこと。

(4) 高度医療

地域の中核病院として高度医療の充実を図り、必要な医療機器等を計画的に更新・整備すること。

また、吹田市内の特定機能病院である国立循環器病研究センターや大阪大学医学部附属病院との機能分担を図ること。

(5) がん医療の充実

大阪府がん診療拠点病院として、診療機能の充実に努めるとともに、がん予防に積極的に取り組むこと。

(6) 予防医療

市の担当部署等と連携して、特定健診、各種がん検診、予防接種、人間ドック等の疾病予防の取組を行うこと。

(7) 福祉保健行政との連携

市民の健康増進を図るため、市が実施する福祉保健施策の実施に協力し、連携すること。

2 質の高い医療の提供

(1) 安心安全な医療の提供

安全で安心できる医療を提供するため、医療の安全管理を確保する体制を整備し、医療事故の予防及び再発防止に取り組む等医療安全対策を図るとともに、院内感染防止対策を実施すること。

(2) 信頼される医療の実施

「市民とともに心ある医療を」の理念のもと、全ての市民に対して良質な医療を提供することにより、患者や地域住民との信頼関係を築き上げ患者に選ばれる病院を目指すこと。

(3) 医療職の人材確保、養成

働きやすい環境の整備を図ること等により、医療職の人材確保に努めること。

医師をはじめとした医療従事者の知識と技術等の質の向上に努め、研修や指導体制の充実を図ること。

3 患者満足度の向上

(1) 職員の接遇向上

患者に選ばれる病院、患者や来院者が利用しやすい病院を目指すため、職員一人ひとりが接遇の重要性を認識し、その向上に努めること。

(2) 院内環境の快適性の向上

患者や来院者に、より清潔で快適な環境を提供するため、院内の環境美化の整備に努めること。

(3) 待ち時間の改善

外来患者の受診待ち時間及び検査の待ち時間を短縮し、病院内に留まる時間全体について短縮に努めること。

(4) ボランティアとの協働

ボランティアの受け入れを推進し、病棟など多様な分野へのボランティア活動の拡充を図ること。

(5) 市民意見の活用

市民のニーズや意見を把握し、必要な改善策を講じること。

4 地域医療機関等との連携

(1) 地域医療ネットワークづくり

地域連携パスの活用や、地域医療ネットワークの充実等により、病院間や病院と診療所との連携、更には看護や介護を含めた福祉との連携を図り、地域医療の質の向上に努めること。

また、退院時における介護・福祉施設等との連携を図り、医療・介護・福祉へと切れ目のないサービスの提供ができるよう努めること。

(2) 地域医療機関との機能分担と連携

公立病院として、地域に不足する医療を提供し、地域の医療機関との連携により、機能分担を行うこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 業務運営体制の構築

(1) 業務運営体制の構築

地方独立行政法人として、公共性、透明性及び自主性が確保されるとともに、中期目標、中期計画及び年度計画を確実に達成できる機動的で柔軟な運営体制を構築すること。

相互協力のいきわたったチーム医療ができるよう、組織のあり方や指示系統の見直しを図り、部門間で自然にパートナーシップをとれる体制を確立すること。

(2) コンプライアンスの徹底

公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と倫理に基づく適正な病院運営を行うこと。

また、全ての職員に個人情報を保護することの重要性を認識させ、その管理を徹底すること。

2 効率的・効果的な業務運営

(1) 適切かつ弾力的な人員配置

保有する人材を有効活用するため、各診療科や入院・外来における人員配置を適切に行うこと。

多様な雇用形態の活用を図ることにより、効率的・効果的な業務運営に努めること。

(2) 予算執行の弾力化

中期目標及び中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的・効果的な業務運営を図ること。

（3）人事給与制度

職員の給与は、当該職員の勤務成績や法人の業務実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとすること。

職員の業績や能力を正当に評価でき、職員の意欲を引き出す人事給与制度を構築すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の確立

地方独立行政法人法の趣旨に沿った基準による適切な運営費負担金のもと、経営改善に取り組むこと。それにより、将来にわたって公的な役割を果たせるよう、安定的な経営基盤を確立すること。

2 収入の確保と費用の節減

（1）収入の確保

診療報酬改定や法改正に対して迅速に対応し、収益を確保するとともに、病床利用率の向上や入院患者数の確保などにより、増収を目指すこと。また、診療報酬請求漏れや査定減の防止、未収金の管理と回収に努めること。

（2）費用の節減

後発医薬品の採用促進、長期契約の導入による診療材料等の調達コストの縮減、人件費比率の適正化、各種委託契約の見直しなどにより、費用の節減及び合理化を図ること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 職員の意識改革

地方独立行政法人に移行するにあたって、従来の公務員体质からの脱却を図り、中期目標を十分に達成できるよう職員の意識改革を図る手段を講じること。

2 情報の提供

病院だより、ホームページ等により、受診案内や医療情報等の情報発信を積極的に行うこと。また、法人の経営状況について市民の理解を深められる

よう、情報提供を適切に行うこと。

3 新病院移転計画への対応

吹田操車場跡地への新病院移転計画について、移転後も引き続き公的病院としての使命を適切に果たせるよう、関係機関と連携して着実に計画の推進を図ること。